

付託事項

取締小委員会（ENFO）

2015年7月24日改正

本小委員会への付託事項は、条約第3条、第4条、第5条、第6条及び第9条に規定される。他の事項は委員会により付託され得る。

本小委員会は次に掲げる情報を交換する。

- (1) 取締勢力、戦略及び計画
- (2) 条約の規定に違反して採捕された溯河性魚類の貿易及び疑わしき取引、又もしあれば、締約国でそのような取引を阻止するために実施された行動
- (3) 漁船による条約遵守忌避の試み及び旗国または寄港国によるかかる試み防止のために採られる措置
- (4) 条約第3条の規定による条約区域における締約国及び締約国でない者の漁船による非公認な漁獲活動
- (5) 条約の規定に違反した船舶に対して採られた旗国による取締措置及び寄港国での検閲行動
- (6) 条約区域での不法漁獲又処分事例に関する罰則を含む国内措置
- (7) 条約区域における無国籍船舶による不法な漁業活動、もしあれば無国籍船舶により行われたかかる活動を防止、阻止、起訴及び排除するための締約国による活動
- (8) 適当なその他の事項

取締職務は次の事項をも含み得る。

- (9) 条約区域内での科学調査のための「運航計画」が入手可能となった場合、科学調査統計小委員会から同計画を受領すること

ENFO 付託事項

- (10) 条約区域において活動している調査船の現在時刻及び通信位置を、締約国により指名された取締の連絡窓口間の連絡を通じて、締約国に対して提供すること
- (11) 必要に応じ、原産地証明計画に関し貿易情報を使って不法漁業を監視すること
- (12) 本小委員会の機能を遂行するために必要な分科会を設置すること
- (13) 条約に違反する漁業活動に対する同等の刑の細目の制定に関し委員会が締約国に提案するに際し、委員会への勧告を策定すること
- (14) 条約に違反する漁獲の結果母川国が被るかもしれない損害を救済するための可能な手段を検討すること
- (15) 効果的かつ真摯な取締を確保するため締約国により採られる追加的措置に関し委員会への勧告を策定すること
- (16) この条約に則った漁業の許可に関する法律や規則を採択するよう、溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に関連する取締の事項について協議を行うことを締約国でない国又は団体に奨励することについて委員会に勧告すること
- (17) 条約区域内での溯河性魚類の混獲を回避し又は削減するため委員会に勧告すること
- (18) 歴史的に脅威の高まる時期に先立って共同取締計画年次会合を開催し、季節的取締り及びその活動を調整すること
- (19) 特に取締強化時期に全ての締約国が現在及び計画中の取締の情報を得ることを確実にするため、最良の経験を共有し、取締を評価し、情報交換を行うこと
- (20) 取締技術を包括的に共有し、更新していくために、必要に応じて取締シンポジウムを開催し、IUU漁業、漁業に関連した活動及び船舶の傾向/動きを検討し、取締活動の効果と効率を最大化すること
- (21) 適当なその他の職務